

## 高齢者補聴器購入費助成事業について

聴力低下を早期に対応し、認知機能の低下を抑制することで生活の質を維持し、積極的な社会参加を支援するため、補聴器の購入費を助成します。

**対象者** 次のすべてに該当する者

- ①65歳以上の者であること
- ②聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと
- ③聴力低下のため補聴器が必要であると医師から診断された者であること

**補助金額** 上限額 30,000円

**対象経費** 補聴器本体(診察料及び付属品を除く)1台分の購入費用

**提出書類** ※事前申請が必要です。

- (購入前) ①補聴器購入費助成申請書  
②補聴器購入費助成医師意見書  
③補聴器1台の購入費用に係る見積書
- (購入後) ①補聴器購入費助成金請求書  
②領収書

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188

## GPS端末機購入費等補助金について

認知症などにより徘徊のおそれがあり、行方不明の心配がある高齢者などの位置情報を検索できる機器(GPS)の利用に係る費用を補助します。

**対象者** 町で在宅生活を行う、徘徊のおそれがある高齢者などと同居している家族または介護している親族

**補助金額** 上限額 10,000円  
(申請は一人につき1回限り)

**対象経費**

- ①GPSの利用にかかる初期費用
- ②GPS端末機の本体購入費
- ③GPS端末機の付属機器などの購入費
- ④加入手数料または初期登録手数料

**提出書類**

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②GPS端末の利用に係る契約書(購入費などの内容がわかる内訳書を含む。)の写し
- ③GPS端末の購入などに係る領収書の写し

## 国民年金学生納付特例のお知らせ

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。保険料を納められないときは必ず手続きをしてください。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

**申請に必要な添付書類**

在学期間がわかる学生証のコピー  
(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)

なお、すでに学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き在学予定の方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」が4月1日以降に送付されますので、必要事項を記入してポストに投函することで申請することができます。※但し、前年度の申請時期によっては届かないことがあり、その場合は、窓口で手続きをお願いいたします。



## 消防団普通救命講習会を実施しました

3月10日(日)に吉富フォーユー会館にて、上毛町消防団と吉富町消防団合同で、普通救命講習会を実施しました。

当日は京築広域圏消防本部東部分署から講師を迎え、参加者28名で講習を受けました。

実技では心肺蘇生法として、心臓マッサージや人工呼吸、AED(自動体外式除細動器)を使う救命処置を学び、参加者は手順を確認しながら真剣な様子で取り組んでいました。



## 固定資産税についてのお知らせ

◎縦覧制度について

この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるように行われるものです。

■縦覧期間 4月1日(月)~5月31日(金)  
8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所 税務課

■縦覧できるもの  
土地価格等縦覧帳簿:所在地番、地目、地積、評価額  
家屋価格等縦覧帳簿:所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

■縦覧できる人  
土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人  
※委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。

◎土地の地目変更などについて

令和6年度における固定資産税は、令和6年1月1日現在の状況により課税されますので、令和5年中に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることになります。

特に、農地(田・畑)や山林から、宅地や雑種地に地目が変更となる場合は、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることになりますのでご注意ください。

※農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線137)

## 軽自動車税(種別割)の減免について

障がいのある方が所有または使用する車両などについて、軽自動車税(種別割)を減免することができる制度があります。

■対象となる車両

- ・障がいのある方が所有する車両
- ・障がいのある方のために運転する車両(生計同一の方)  
※障がいの等級や車両の使用目的等について対象要件があります。

■申請に必要なもの

- ・障がい者手帳
- ・運転免許証(運転する方のもの)
- ・納税義務者のマイナンバーが確認できるもの

■申請期限 5月31日(金)まで

■留意事項

- ・減免申請は毎年必要となります。
- ・対象となる車両は、障がいのある方1人につき1台に限ります(普通自動車との重複減免はできません)。
- ・自動車税(普通自動車)の減免については、行橋県税事務所(TEL 0930-23-2216)にご確認ください。

被災した車両、車いす昇降装置等装着車両、生活保護受給の方または社会福祉法人等が所有する車両等について、軽自動車税(種別割)を減免することができます。詳細は下記までお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線136)

## 「くらし・しごと・家計」困りごと相談室 無料巡回相談会のご案内

福岡県自立相談支援事務所(京都郡・築上郡)・福岡県子ども支援オフィス(行橋オフィス)

相談支援員が本人とその家族の状態に応じて課題を整理し、必要な支援・手続きにつなぐなどの相談支援を実施します。生活全般での困りごと、子育てや家族の悩み、お金に関する相談など、どんな相談でも構いません。お気軽にご相談ください。

年月日	実施場所	受付時間
令和6年4月19日(金)	げんきの杜 視聴覚室	10:30~12:30
令和6年5月17日(金)	大平支所 和室	
令和6年6月21日(金)	げんきの杜 視聴覚室	
令和6年7月19日(金)	大平支所 和室	
令和6年8月16日(金)	西吉富コミュニティセンター	
令和6年9月20日(金)	唐原コミュニティセンター 研修室	
令和6年10月18日(金)	げんきの杜 視聴覚室	
令和6年11月15日(金)	大平支所 和室	
令和6年12月20日(金)	げんきの杜 視聴覚室	
令和7年1月17日(金)	大平支所 和室	
令和7年2月21日(金)	西吉富コミュニティセンター	
令和7年3月21日(金)	唐原コミュニティセンター 研修室	

■対象者 築上郡、京都郡にお住まいの方 ※予約の方を優先します。事前に下記までご連絡ください。

●予約・問い合わせ先 くらし・しごと・家計 困りごと相談室 TEL 0930-26-7705